

特措法第55条

国及び地方公共団体は、事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関する施策に関し、国民の理解と協力を得るため、事故由来放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響及びその影響を低減するための方策に関する知識の普及及び情報の提供に努めなければならない。

環境省指定廃棄物対策担当参事官室の取組

放射性物質に汚染された廃棄物等の速やかな処理の推進に向けて、必要な施設等の安全性などについて、関係する住民及び国民の理解を得るため、各種の広報施策を通じ、最新かつ正確な情報を分かりやすい形で発信

環境省と考える 指定廃棄物の課題解決に向けたフォーラム

関係各県において、地元の方々を始め、県民の皆様のご質問やご意見を直接お伺いし、意見交換を実施

■ 第1部：環境省・有識者からの説明

[主なテーマ]

- ・指定廃棄物とは
- ・指定廃棄物の現状と処理の方法
- ・長期管理施設の詳細調査候補地の選定経緯 等

■ 第2部：参加者の皆様との意見交換

- ・地域の方々や県民の方々との意見交換

今後も、地元の皆さまを始め、県民の皆さまのご理解が得られるよう、ひとつひとつ丁寧に説明を行うよう努めていく。



指定廃棄物の処理に係る広報活動について

総合的な情報提供

- ウェブサイト（放射性物質汚染廃棄物処理情報サイト）
- コールセンター（放射性物質に汚染された廃棄物等に関するお問合せ窓口）

情報提供ツール（パンフレット、各種制作物等）

- 各県の実情を踏まえた処理方針や経緯等を記載したパンフレットを作成し、住民説明会やフォーラムで配布。
- 指定廃棄物の処理及び放射線の基礎的な内容をテーマ別に作成し、関係自治体や住民等に展開。
 - テーマ：指定廃棄物のいまとこれから
指定廃棄物とは？
指定廃棄物の処理の流れ
放射線の基礎知識
- 指定廃棄物を長期にわたって管理するための施設の模型を作成し、会議などで展示。



各種メディアを活用した広報

- 各県における地元メディア（新聞・テレビ・ラジオ）を活用し、指定廃棄物の処理への理解を深めるための情報を発信

● 新聞を活用した広報

- ・ 一時保管の現状と課題、施設の必要性・安全性等や選定手法について新聞広告により繰り返しお知らせ



● テレビを活用した広報

- ・ 放射線の基礎知識・処理の必要性等について、分かりやすい広報番組を作成し、定期的に放送



● ラジオを活用した広報

- ・ 住民が抱いている代表的な疑問に対し、副大臣・政務官が、一問一答形式で丁寧に説明する番組を放送

モニタリングデータの公表

- 施設周辺の空間線量率・地下水の水質などについて、施設設置前から測定し、施設設置前後において数値の比較を行い、問題がないことを確認する予定。測定データを随時更新してウェブサイトなどで公表する予定。